「青少年健全育成基本法」「農協改革」意見書など採択

青少年健全育成基本法(仮称)の 制定を求める意見書

明日の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願 いであります。しかしながら、今日、我が国の相次ぐ少年の 凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に 直面しています。

その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴さ れる家庭の崩壊、また、倫理・道徳教育を排し人格形成の場 としての役割を果たしてこなかった学校の問題も指摘されて います。

とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シー ンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組等に加え、インター ネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環 境の出現も指摘されています。

この社会の現状を見るとき、青少年の荒廃は、我々大人が 「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさ なかったゆえの結果と言わざるを得ないのであります。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条 例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、今日では、 その限界性が指摘されています。

今、求められているのは、青少年健全育成に対する基本理 念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守る為の国 や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、 これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備でありま

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という 原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少 年健全育成基本法」の制定が必要であると考えるものです。 以上の理由により、一日も早く「青少年健全育成基本法」

を制定するよう求めます。

氷川排水機場の新設並びに導水路の 改修に伴う意見書

電北地区は、八代平野の北部にあり、中世代から江戸時代前期の一拓により造成された農地で、氷川町の中心的な水田地帯

本地区は、昭和45年土地改良総合計画を策定し、昭和47年

本地区は、昭和45年土地改良総合計画を策定し、昭和47年から昭和62年に圃場整備事業を行い、また昭和47年から平成元年にかけての「湛水防除事業」により氷川排水機場を設置、そして平成15年から平成19年にかけての「排水対策特別事業」により沖塘排水機場を設置し、洪水時の排水を実施してきた。利水においては、昭和48年から氷川灌漑排水事業に取り組み、現在、パイプラインも90%整備され圃場整備率が95%に達し、熊本県内でも突出した優良農地を形成している。営農体系も、い草・水稲が中心であったが、現在は、いちご、ドマト、アスパラ、花木などをはじめとした施設園芸やキャキ・フロッコリーなど多品目にわたる露地野菜が中心となってきた。この湛水防除の排水機場の受益面積は、鹿島・南鹿野・北鹿野・中網道・西網道・沖塘地区200ヘクタールを擁している。しかしながら、設置後30年以上経過しており、機器の老朽化による処理能力が著しく低下し、施設園芸の普及に発出の地があられ、さている状況であり、導水路及び幹線排水路の拡幅等も角繁である。農業立町である集落機能の維持向上の観点から竜北地区の排 農業立町である集落機能の維持向上の観点から竜北地区の排

水対策が早期実現と当該地区の農業経営の安定と農業の振興を 目指し、関係省庁をはじめ国・県に至るまで、要望・陳情に奔 走された結果、事業の策定に至ったことに対して、多大な敬意

を表するものである。 また、702ヘクタールという広大な流域面積を有し、土地改 良法の手続により受益者負担を強いることが可能であるが、農家の現状を鑑み、排水対策事業費については、地域防災及び湛 水防除の観点から全額公費負担とされた英断に対しても、当議会といたしまして、大いに評価しているところです。 当該地区の集落機能の維持向上のため、降雨時期における排

水機場の即時稼働が可能となるよう漁協との調整を担うこと。 県営事業である排水対策事業の施工に関しては、常に地元と 協議し、県に対してその意向を十分に尊重させること。

「農協改革」に関する意見書

平成26年6月24日に「農林水産業・地域の活力創造プ ラン」が改訂され、政府は、「農業・農村全体の所得を今 後10年間で倍増させることを目指す」という目標のもと、 新たに「農協改革推進」を盛り込んだ。

特に「農協改革」推進においては、JAの事業や組織運 営のあり方、JA・連合会等の組織形態の見直し、中央会 の新たな制度への移行等、幅広い提言がなされており、こ れらの内容を具現化するための法律改正等が来年の通常国 会で行われる予定となっている。

本町の農業振興や農村社会の維持発展については、これ までJAと一体となって取り組んできており、今後もこの 関係を継続していく必要があると認識している。

しかしながら、「農協改革」に関する今後の政府のとり まとめ如何では、JAの組織・事業機能が低下し、これま で連携して取り組んできた農業政策の推進、担い手の育成、 農業の持つ多面的機能の維持等の対応が困難になり、ひい ては農業者、地域農業・農村に対しても多大な影響が出る ことが懸念される。

よって、国におかれては、「農協改革」については、農 業者の協同組織であり、民間組織であるJAに対して強制 的な組織変更をさせるのではなく、あくまでも農家・組合 員・組織の総意に基づく自己改革を基本とするよう、十分

JAの行う事業は、地域社会のインフラを支える役割を 担っており、この役割は今後も大きくなっていくことから、 JAの事業について役割実態を無視したような過度な干渉 は行わず、自主性を尊重すること。

手話言語法(仮称)制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動き や顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。 手話を使うものにとって、聞こえる人たちの音声言語と同 様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として 大切に守られ、時には新たな手話をつくり培ってきたので

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では 手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。 2006年(平成18年) 12月に採択された国連の障害者

権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。 障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備 を進め、2011年(平成23年)8月に成立した「改正障害 者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話 を含む。) その他の意思疎通のための手段についての選択

の機会が保障される。」と定められた。 また、同法22条では、国・地方公共団体に対して情報 補償施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語 であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を 身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を 言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた 法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって、氷川町議会は、政府と国会が、手話が音声言語 と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子 どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、 更には手話を言語として普及、研究することのできる環境 整備に向けた法整備を目指した「手話言語法(仮称)」を 制定すること。

りたいと考えています。 に、前向きに進めてまい 重生徒の学力向上を目的 一CT導入について、児

Tを効果的に活用したわかりやすく深まる授業のちの情報活用能力の育成、また校務の情報化の推進また校務の情報化の推進を掲げているところです。を掲げているところです。

学校へのIT環境整備への 取り組みは!?

環境整備

配置して活用してもらっ 教職員にパソコン1台を 黒板を各学校に1台、全 室に1台、それから電子 業により町内小平成21年度に国の事備の整備につきま 尋入する 校にも 競員 にデジ します。 より町内小・中学校ご年度に国の補助事 整備につきましては、☆ 学校の−CT環 /タルテ. っる考えはな それから電子ルテレビを各教 ないかお ф を全 を学

います。

学校や錦町を視察させていただきました。 それらを踏まえまして、 それらを踏まえまして、 を立てて、最終年度の計画 年度から、3カ年の計画 を立てて、最終年度の りまずは、一CT機器の導 を立てて、最終年度の りまずは、27 年度のベースでいきます と500台位が必要に1台、 るなりますが、導入でき るなりますが、導入でき るなりますが、導入でき ところです。 ところです。 ところです。 きんている

ている状況です。 今年度、文部科学省は、 参年度、文部科学省は、 がりやすく深まる授業の でも立てておりますと一C それによりますと一C それによりますと一C

導方法の研修も計画の―CT機器の操作 また、指導する数

の場が広がり、氷川町の児童

画的に負

導入計画について 数**育長** - C T 導入 がまして検討委員会 とのような形を考え とのような形を考え とのような形を考え のような形を考えても。 導入するとしたら 検討委員会を設 るとしたら 2回ほど 検討

そういうことで調べ学をますし、学習への興きますし、学習への興きます。

しては、

頂きた.

いと思い

#

そういうことで調べ学習、あるいは学び合い学習、あるいは学び合い学力向上につながると先進校の実践校の実践報告がなされております。 一さらに、文部科学省の小学校、中学校の全国学力テストの結果があります。 り、学力向上のがるというふうにおきましても、県内の一CT活力の正答率を上回っており、関語、おおきましても、国語、どにおきましても、国語、どにおきましても、県内の一CT活力の正答率を上回っております。 CT機器の活用によ 努めて 携しながら予算の獲得にしては、関係各部署と連

用が必要になります。 文科省の方も4カ年1 画の中で、毎年、地方-付税措置ということで、 4年間交付する予定でで ざいます。 そういったものを活った。 ということで、 毎年、地方交の方も4カ年計 る予定でご を活用

備に関して 学校教育課 れますか。 点につ ように考えてお は良 いて、 多額の 課長 費 整

おりでございまして、実は、26年度で全学校に導入ということで予算要求は、26年度で全学校に導育が先か、子どもたちの教育が先か、子どもたちの教育が先か、子どもたちの教育が先か、子どもたちの教育が先か、子どもたちの教育が先か、子どもたちの教育が先か、子どもたちの教育が先か、子どもたちの教育が先か、子どもたちの教育が先か、子どもないうことでございまして、やような議論をいたところでございます。 しても いたいというふう りたいというふう れておりますので、 「 れておりますので、「 情報 地方交付

く説明するときに提示でで学習内容をわかりやすを効果的に活用すること子黒板やタブレット端末 うなものがありま)ありますか。 しのは、どのよ 主に電 ますか。 と考えています。学力向上につながるも 予算規模は、

議員 予算措置につきまりたいというふうに思っております。 ております。

千万円の整備が必要かと 考えられます。 多額の整備費用となり やはり1億数の整備費用とし

教育長本校の整告がきを勘案いた本校の 町内小・中の児童生徒

いになると考えら たられ

課長がお答え_ 導入につき-学校 問でござい 合えしましたと まま 0 った。こ り質

※ ICT 教育とは、情報 (information) や通信 (communication) に関する技術 (Technology) を駆使した教育のこと。

せくださ

町長の見解をお聞

な形で導入していがあまり発生しな

いな

よう

きた ()

()